

事務事業あり方評価・検討 (個別事務事業評価)

実施結果集

**平成 21 年度評価実施版
～平成 20 年度個別事務事業の振り返り評価～**

**平成 22 年 3 月
武 蔵 野 市**

行政評価(個別事務事業評価)実施の概要について

1 行政評価について

行政評価とは、「政策、施策及び事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを事前、中間または事後において、有効性、効率性等の観点から評価するもの」と一般的には定義されています。その目的は、行政活動を顧客志向及び成果志向に転換することにあります。

行政評価の内容は、一般に「政策」、「施策」及び「事務事業」の三つに区分されます。まず大きな行政目標である「政策」があり、これを達成するためのプログラム「施策」があります。そして施策に従って実行する「事務事業」があります。行政評価も、対象とする行政活動のレベルによって「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」に分類されます。

2 本市の行政評価への取り組みについて

本市では、平成10年度に、21世紀の課題と対応方向を検討する「新世紀委員会」を設置し、新しい仕事のやり方についての提言を受けました。その趣旨は、行政経営の仕組みを時代の変化に適応したものに変革するためのひとつの手法として、民間企業の経営管理手法を導入し、行政の効率化や生産性の向上を図ろうというものでした。

これを見て、第1ステップとして、平成11年度にバランスシートの検討及び導入を行いました。続く第2ステップとして平成14年度から個別事務事業評価を試行し、平成15年度は第三期長期計画第二次調整計画の基本施策の中から6施策を選定し、プログラム評価についても試行しました。平成16年度からは「武蔵野市個別事務事業評価実施要領」を定め、この要領に基づき個別事務事業評価を本格実施してきました。

3 行政評価制度の再構築について

行政評価は、事業の計画を立て、実施するという行政運営の中に、事業を実施した結果として、事業の目的を果たしたか、市民が満足するものであったか等を分析及び評価し、次の計画に反映させるという活動(PDCAサイクル…計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action))を取り入れ、改革していくものです。

本市が平成19年度まで実施してきた行政評価制度は、行政の効率化や生産性の向上を主な目的として制度構築がなされた経緯から、サービス提供のコスト評価に重点が置かれてきました。

これに対して、第三者委員会である「武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会」から、平成19年11月発行の報告書の中で、「行政経営に力を入れるべきである」との指摘を受け、具体策として、「行政経営のツールである行政評価制度を抜本的に見直し、市が行政経営を行える仕組みを構築し、透明度の高い意思決定・事業執行・成果の検証等を行うことが必要である」とされました。

これを見て、平成20年度及び21年度の2ヵ年をかけて、これまで行ってきた個別事務事業評価制度をベースに、実施方法及び様式等の改善を行い、当該指摘を踏まえた試行実施を行うこととしました。

(1) 平成 20 年度個別事務事業評価（試行）について

【評価制度の改善及び実施（試行）にあたってのコンセプト】

これまでの運営が妥当であったか、充分な成果があったか、そして、どのように運営されるべきかを検討・検証するマネジメントツールとなるよう評価シートを改善するとともに、評価制度に対する全庁的な理解の一層の推進を図る。

① 実施概要

平成 20 年度実施の個別事務事業評価においては、各事務事業の活動内容、対象、意図及び上位の目的を明らかにするとともに、指標を設定し、活動や対象の大きさ、達成度を数値化し、これまでの運営が妥当であったか、充分な成果があったか、そしてどのように運営されるべきかを検討・検証していくためのマネジメントツールとなるようシート内容等を変更し、名称も「個別事務事業マネジメント評価」に改めました。

また、全庁にわたって制度の理解を深めるため、原則としてすべての課において評価の試行を行いました。

② 課題

事務事業の内容や性質、規模が異なるにも関わらず、一律に上位の成果指標の設定を求めたことなどに起因して、一部の評価シートにおいて、上位の目的や成果指標等を設定することが困難なものが見られました。また、成果指標を設定しても、指標となる数値が未計測又は不明な場合が多く見られ、当該指標をどのように把握していくかも含めて検討課題となりました。さらに、文章で表現する評価項目が多かったため、評価結果が読みにくく、また、シートを作成するための負担が増したことなども課題となりました。

これらの課題を踏まえて、平成 21 年度実施の個別事務事業評価においては、平成 20 年度実施の個別事務事業評価（試行）の課題を踏まえつつ、PDCA サイクルの一層の確立に向けての評価実施時期の見直し、評価シートの様式のさらなる改善及びどのような事務事業が評価対象事業としてふさわしいかなどを検討していくこととしました。

(2) 平成 21 年度個別事務事業評価（試行）について

【評価制度の改善及び実施（試行）にあたってのコンセプト】

- ◎ 個別事務事業評価を予算編成過程に組み込む形で実施することにより、行政経営における PDCA サイクルにおいて、個別事務事業評価が、より一層、評価（Check）及び改善（Action）機能を発揮するとともに、見直した内容が次年度以降の計画（Plan）・予算編成に確実に繋がっていくよう仕組みを構築する。
- ◎ 「第三次武藏野市行財政改革を推進するための基本方針（平成 21～24 年度）」（平成 21 年 3 月策定）及び「行財政改革アクションプラン」（平成 21 年 5 月策定）に基づいて、行財政改革推進本部が事務事業や補助金の見直しを審議・推進していくためのマネジメントツールとして個別事務事業評価制度を位置付け、具体的な見直し検討に資するための改善を行う。
- ◎ 事務事業や補助金の改革・改善に向けての、各部課におけるマネジメントを発揮できる仕組みを構築する。

① 個別事務事業評価の位置付け

a) 行財政改革推進本部が事務事業の見直しを審議・推進するためのマネジメントツール

「行財政改革アクションプラン」においては、「財政の総枠の拡大が見込めない中、都市のリニューアルを行いつつ、新たな課題解決のために必要な財源を振り向けていくためには、経常経費の抑制、圧縮が不可欠である。固定化した経費枠や事業の必要性、あり方などを常に見直し、成果を維持しつつ歳出の抑制、削減に努め、経営体質の強化を行っていく。」とされています。

また、事務事業の見直しにあたっては、「i. 目的、手段が適切か、ii. 目的に適った成果を効率的にあげているか（類似事業との関連も含めて）、iii. 将来的な課題解決につながるか、iv. 民間、他市等との同種サービスとのコストやサービス水準のバランスはどうか、v. 受益者負担は適正か、vi. 補完性の原則に適っているか、などの観点からの評価・判断の基準の策定を行い、基準に沿って例外を設けることなくあらゆる事務事業について見直しを進めていく。」とされており、平成 21 年 7 月には行財政改革推進本部の審議のもと、府内基準として「武藏野市事務事業・補助金見直しの基準（適切な事業実施主体選択の基準）」を策定しました（6 ページ参照）。

これらを受けて、平成 21 年度個別事務事業評価は、事務事業・補助金見直しの基準に従い、市長を本部長とする行財政改革推進本部が、事務事業の見直しを審議・推進するためのマネジメントツールとなるよう仕組み及びシート内容等を変更し、あわせて名称を「事務事業あり方評価・検討」に改めました。

b) 各部課が自ら事務事業の改革・改善を検討・推進するためのマネジメントツール

また、各部課においては、事務事業・補助金見直しの基準に加え、自らのマネジメントに基づいて、より一層かつ主体的に事務事業の改革・改善を検討・推進するとともに、各部課が考える

見直しの可能性や方向性を行財政改革推進本部に提案できる仕組みを構築しました。

② 評価対象事業

平成21年度に実施する個別事務事業評価の評価対象事業については、原則として行財政改革アクションプランにおいて見直しに着手又は検討・対応等を行うこととされた事務事業及び「武藏野市事務事業・補助金見直しの基準」をもとに抽出された事務事業並びに各部課が自らのマネジメントに基づき、見直しの方向性や可能性を行財政改革推進本部に提案した事務事業から選定しました（評価対象事業は、12ページのとおり）

区分	主な評価事務事業
既に行財政改革推進本部において見直しに着手することとしている事務事業	季刊誌の発行、国際オルガンコンクール、吉祥寺美術館、環境マネジメントシステム、桜堤団地生ごみ資源化、敬老福祉の集い、人間ドック事業、有料自転車駐車場、東京都市町村民交通災害共済事業
行財政改革推進本部において中長期の検討・対応を行うものとしている事務事業	アニメフェアイベント、テンミリオンハウス事業、乳がん検診、子宮がん検診、歯科健康診査、社会教育バス借上事業、中近東文化センター支援、愛蔵書センター運営事業
その他、新たに選定する事務事業	・行財政改革推進本部において「武藏野市事務事業・補助金見直しの基準」に沿って審議を行い、新たに選定した見直し対象事務事業 ・各部課が自らのマネジメントに基づいて、見直しの方向性や可能性を行財政改革推進本部に提案した事務事業

※武藏野市事務事業・補助金見直し基準に基づく、補助金のあり方の検討については、別途、「補助金あり方評価・検討」において行います。

③ 評価者

一次評価 評価対象事業を所掌する部課長等

二次評価 行財政改革推進本部の審議を経て、市長が決定

④ 評価実施時期

市のPDCAサイクルの中で、個別事務事業評価制度が、より一層、評価(Check)及び改善(Action)機能を果たすとともに、見直した内容が次年度以降の計画・予算編成(Plan)へと確実に繋がっていくことができるよう原則として以下の日程において、評価対象事業の選定、評価シートの作成、あり方(見直し)の方向性の検討、審議及び決定等を行いました。

平成 21 年 7月下旬 行財政改革推進本部において、評価・検討対象事業等を審議

8月下旬 平成 22 年度予算概算要求書の作成に合わせて、各部課において
あり方評価・検討対象事業の検討シートを作成

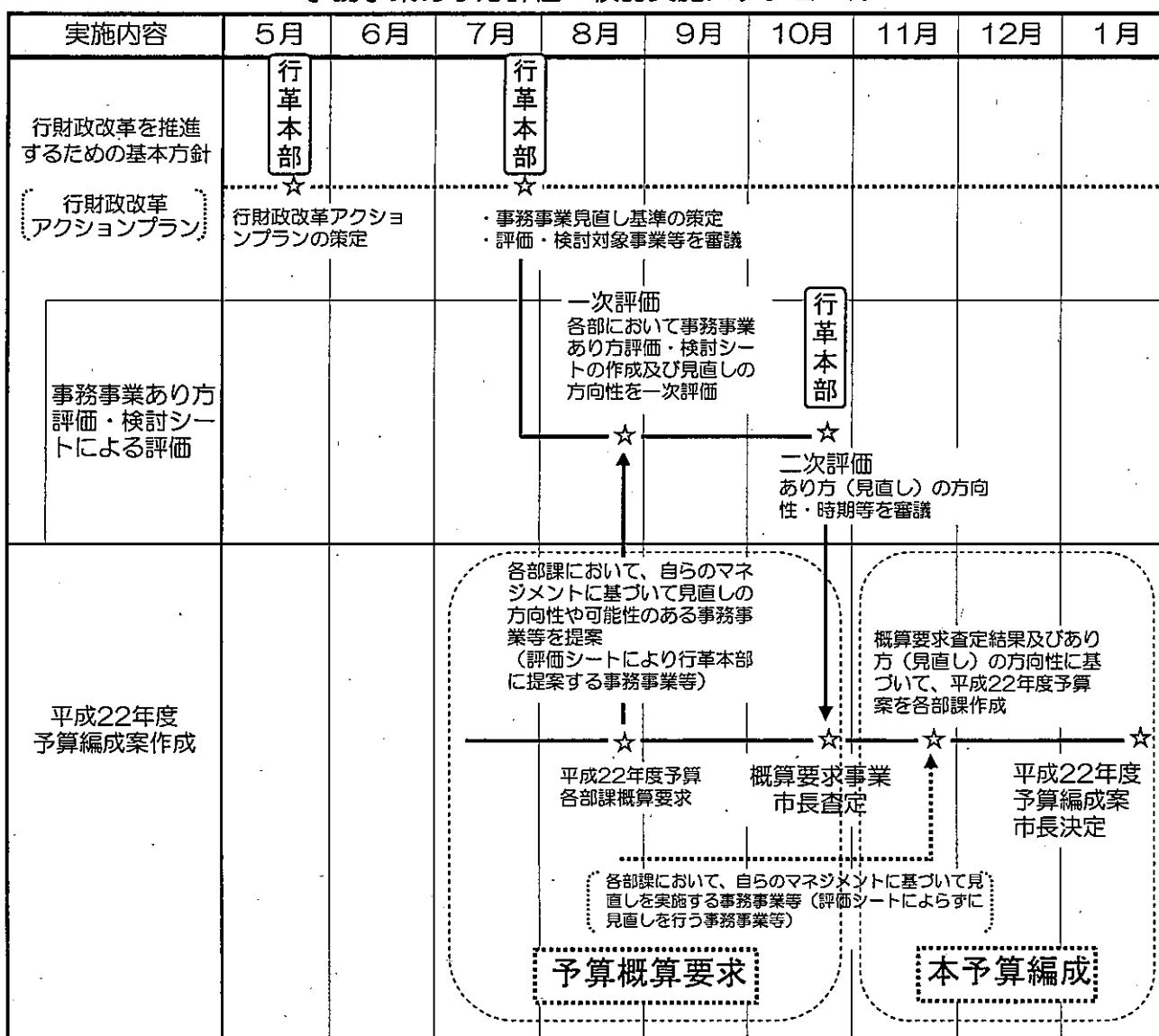
10月下旬 合わせて、各部課において、自らのマネジメントに基づいて、見
直しの方向性や可能性のある事務事業等を提案

11月下旬 行財政改革推進本部において、あり方（見直し）の方向性を審議

あり方（見直し）の方向性に基づいて、平成 22 年度に事務事業
の見直し等に反映できる事務事業については、各部課において平
成 22 年度予算案を作成

平成 22 年 1月下旬 平成 22 年度予算編成案を市長決定

平成22年度予算編成案作成及び 事務事業あり方評価・検討実施スケジュール



※補助金のあり方検討については、別途、「補助金あり方評価・検討」において行います。

武藏野市事務事業・補助金見直しの基準

(適切な事業実施主体選択の基準)

平成21年7月 武藏野市

1. 基準策定の目的

厳しい経済状況や、今後の人ロ構造の変化などが本市財政に与える影響も考慮しながら、間近に迫った都市リニューアルなどを着実に実行しつつ、少子高齢化などに伴う新たな政策課題に健全財政を維持しながら対応していくために、今後4年間の行財政運営の基本方針として「第三次行財政改革を推進するための基本方針（平成21～24年度）」を平成21年3月に策定した。

さらに、平成21年5月には、基本方針に基づく実行計画として、「武蔵野市行財政改革アクションプラン」をとりまとめた。

これまで本市では、行財政改革を推進し、各種事務事業等の見直しを着実に進めてきたが、今後、財政の総枠の拡大が見込めない中、都市のリニューアルを行いつつ、新たな課題解決のために必要な財源を振り向けていくためには、これまで以上に経常経費の抑制、圧縮が不可欠である。固定化した経費枠や事業の必要性、あり方などを常に見直し、成果を維持しつつ歳出の抑制、削減に努め、経営体質の強化を行っていく必要がある。

そこで今回、改めて市としての統一的な基準を策定し、基準に沿って例外を設けることなくあらゆる事務事業等について見直しを進めていくため、行財政改革アクションプランに基づき、事務事業（補助金）の見直し及び適切な事務事業実施主体選択についての評価、判断の基準を策定するものである。

なお、改革にあたっては、単なるコスト、効率面からの視点だけではなく、公民の適切な役割分担のもと、地域社会全体の力を向上させるという、今後のるべき公共の姿に向かって改革を進めていくという視野も持って行う。

2. 基準（視点）の説明

事務事業（補助金）については、（1）市の関与すべき仕事か（公的関与の基準）、（2）市が関与するとしても実施主体は適切か（適切な実施主体選択の基準）、（3）目的に沿った成果を効率的にあげているか、（4）他市、民間などとのサービス水準やコストのバランスは適正か、（5）公平性は保たれているか、という基準（視点）に基づき評価、判断を行っていく。

（1）市の関与すべき（公益に適う）仕事か（公的関与の基準）

- i. 法令等の定めにより、市の関与が定められているもの（例：法定受託事務）
- ii. 一定の社会的ニーズはあるが、市場等からの供給体制が採算性等の理由により整っていないもの（例：ムーバス）
- iii. ニーズは顕在化していないとも、社会のあるべき方向に向かって先導的、誘導的な役割等を果たすもの（例：環境施策）
- iv. 社会的公平の担保（例：社会的弱者への支援）
- v. 自己責任ではまかないきれない（補完性の原則に基づく）基礎的・社会サービス（例：道路建設）

- vi. 公権力の行使（例：課税、許認可等の行政処分）
- vii. 市の組織体としての存立に係る基本判断（例：人事政策）
- viii. 全体の利害の調整（例：予算編成）

上記基準に該当しない事務事業等については、原則として市の関与（公的資源の投入）は今後行わない方向とし、民間からの供給や地域、市民の自治や自助努力に委ねるものとする。なお、事業開始当初は上記基準に該当した事務事業等であっても、その後の環境変化などを斟酌し、その役割を終えたと判断されるものについては関与を行わないものとしていく。

（2）適切な事業実施主体選択の基準と留意点

市が関与すべきと判断された事務事業等について、手法（実施主体）は適切か、より効率的、効果的な手法はないかということについて、以下の視点から評価・判断を行い、民間委託等が効率性、市民サービス向上などの観点からふさわしいと判断された業務については民間委託等の検討を行い実施していく。また、委託化等にあたっては、当該事務事業の一部を切り出して対象とする場合もある。

なお、委託化等にあたっては、サービス等の質、水準等について可能な限り厳密に定義し、市は実施責任の観点から、効率性なども含め継続的に成果を検証していく。

- i. 市（職員）が直接執行しなければ出来ない業務か。
(公平性、中立性の確保や、法令等の制約からの観点からの検討も行う。)
- ii. 同水準か高い水準のサービスが民間等から継続的に供給されているか、またはその可能性があるか。可能性については、民間等に委ねることにより、地域の経済振興や雇用創出につながる可能性についても検討する。
- iii. 民間の方がより経済的かつ柔軟な事業運営が可能か。専門性の確保という観点からの判断も行う。
- iv. 市民協働等によることが可能で、協働に委ねることにより、地域の活性化が期待できるか。

委託化等については、

- ① 必要なイニシャルコスト補助を伴う民設民営方式
- ② 民間委託（事業費一部補助を含む）
- ③ 指定管理者制度の活用
- ④ PFI
- ⑤ 市場化テスト
- ⑥ 市民協働（補助含む）
- ⑦ 囖託化

等の手法を対象事務事業の特性に合わせて適切に選択していく。

(3) 目的どおりの成果を効率的に上げているかについての評価・判断の視点

事務事業について、費用対効果の観点からの検証を行い、一見効果が上がっているように見える場合でも、手法等が適切でないと判断されれば、整理統合、手法転換、場合によっては廃止も含めての検討を行っていく。

① 目的どおりの成果は上がっているか

- i. サービス等供給量は目標どおりか
- ii. 供給したサービスによる効果はどうだったか
- iii. 目標と実際が乖離した場合、その理由は何か

② 実施方法は効果的（効率的）な手法だったか

- i. 類似事業との関連はどうか（民間や他事業との連携、統合等により、費用を抑えて成果を向上させられる可能性はないか）
- ii. 受益者（参加者）等の偏りはないか
- iii. 将来的な課題解決につながるか（長期的効果が見込めるか）
- iv. 手法、手順は効率的か
- v. 実施時期、進度等は適切であるか
- vi. その他実施・運営上の課題はないか

コストは適正か

- i. 事業費がかかりすぎていないか
- ii. 人件費（職員業務量）がかかりすぎていないか

（コストについては、絶対基準による検討と（4）の比較考量による検討を行う。）

(4) 他市、民間等と比べ適正なサービス水準（質）か

- i. 単位コストについての他市・民間比較
- ii. サービス水準（質）についての他市・民間比較

単位コストが他市等を上回っている場合、その要因（人件費、受益者負担率、サービス供給量等）について、市民にとって必要な水準（質）、量等を維持するために不可欠なコストかどうか、そもそもその水準（質）、量等が、真に市民にとって必要なものかどうかを検証し、適切な見直しを行っていく。

(5) 公平性は保たれているか

以上、（1）から（4）の基準・視点で評価した事務事業について、以下の公平性の観点からの評価を行う。

- i. 受益者が偏っていないか
- ii. 受益可能性の機会均等が保障されているか
- iii. 適正な自己責任が果たされているか

受益者たるべき母集団に対し、受益者が特定の市民などに集中しているような場合、受益可能性の機会均等が保障されていれば、結果としての偏りは希望者数と、予算等の制約による供給量の限界との兼ね合い（抽選などによる振り分け）によるものと考えられるが、元々の対象者数または希望者数などが少なく、受益について相当程度の公費負担が伴う場合などについては、受益者負担の適正化または廃止・縮小も含めた事業のあり方の見直しを検討していく。

3. 基準に基づく見直しフロー及びあり方評価・検討シート

以上の基準及び視点に基づく事務事業の見直しの評価・判断フローを図示すれば別添図のような流れになる。また、判断・評価の作業資料として評価シートを用いることとする。

4. 評価、判断の仕組みと結果の活用

各事務事業（補助金）について、主管部課による一次評価、理事者等による二次評価を行い、手法転換、廃止等の判断を行い、最終的には行財政改革推進本部において決定し、予算編成に反映させていく。

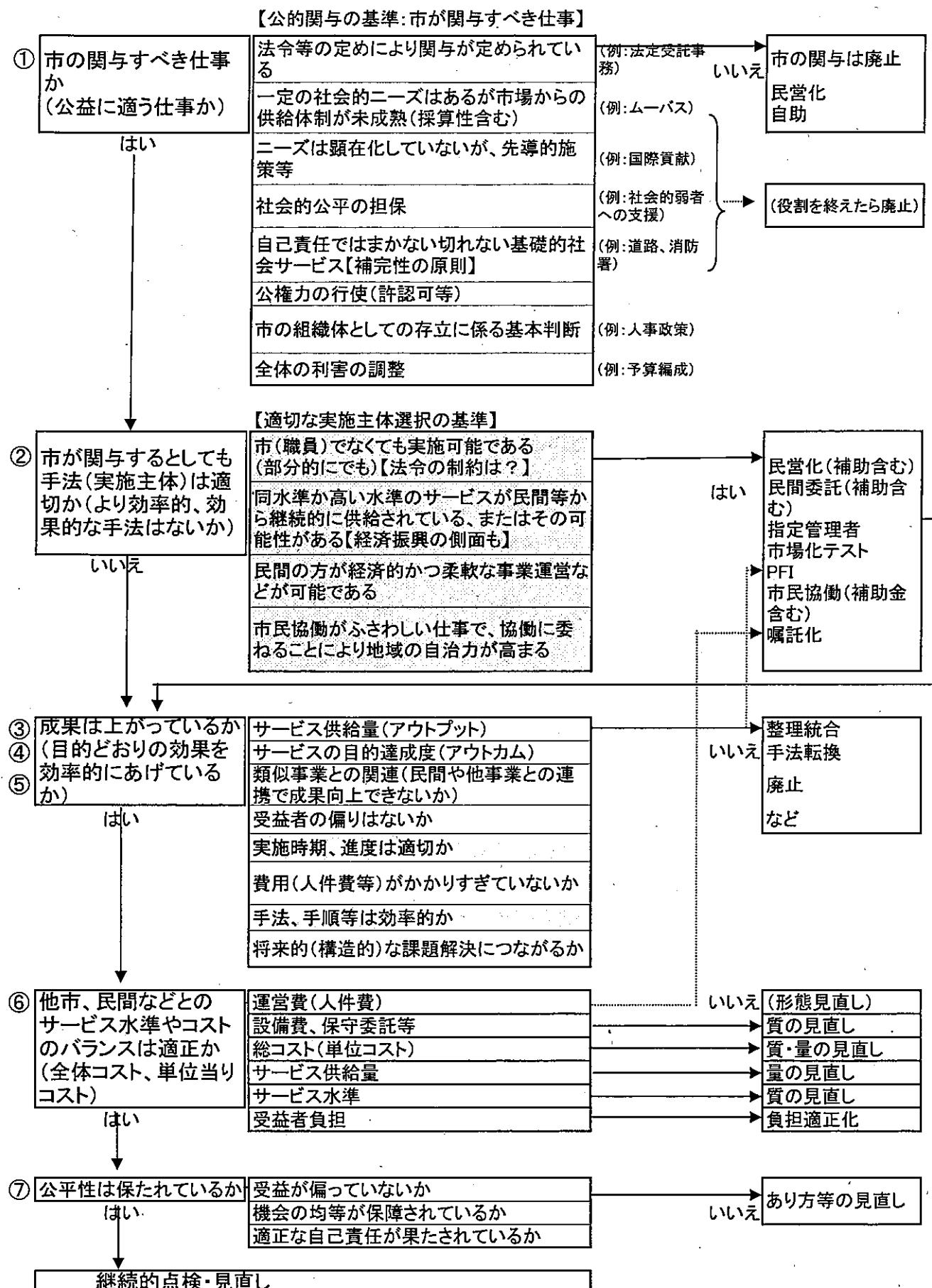
評価シートについては、市民、議会、受益者等に対する判断課程の明示資料として活用していく方向で検討する。

5. 継続的点検・見直しの実施

以上の評価・点検・検証等について、各事務事業・補助金について継続的に実施し、不断の見直し、改革、改善を進め、経営体質の強化と市民サービス、地域力の向上を図っていく。

事務事業・補助金見直し基準によるあり方評価・検討フロー

- 【目的】①市全体の財源確保の観点から事務事業の見直しを行う
 ②事業の見直しにあたっての判断基準(過程)を「見える化」する
 【事務事業・補助金見直し基準】



平成20年度事業(平成21年度評価実施版)
事務事業あり方評価・検討対象事業一覧

部課名	事業番号	事務事業名	備考	ページ
企画政策室	企画調整課	1 分権と協働の時代における自治体運営の検討		16
		2 事務事業マネジメント評価		18
		3 指定管理者のモニタリング・評価	平成21年度実施内容による評価	20
広報課	4 FMむさしの広告料			22
	5 CATV番組制作委託			24
	6 季刊むさしの発行			26
	7 こどもむさしの発行			28
市民協働推進課	8 地域情報コーナーの管理運営			30
	9 国際オルガンコンクール			32
	10 吉祥寺美術館の管理運営(音楽室)			34
総務部	総務課	11 庁内印刷業務		36
		12 統計書等の作成		38
人事課	13 中高年齢者・障害者雇用創出事業			40
	14 職員共済会補助金支給事業	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし		
情報管理課	15 内部統合情報システムのプリンタナーの効率的な利用			42
防災安全部	安全対策課	16 地域安全対策市民の集い(講師謝礼)	実績値に基づく見直しのため、評価シートなし	
		17 安全パトロール業務(ホワイトイーグル緊急出動委託)	実績値に基づく見直しのため、評価シートなし	
財務部	管財課	18 副市長車運行管理業務委託		44
		19 マイクロバス借上げ		46
市民税課	20 個人市民税賦課事務			48
資産税課	21 固定資産税・都市計画税等賦課事務			50
納税課	22 市税徵収			52
環境生活部	生活経済課	23 アニメフェアイベント事業		54
		24 桜まつり		56
		25 中央通り桜並木ライトアップ事業		58
		26 小規模事業者建物建替促進信用保証料補助	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし	
		27 メーデー補助金	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし	
交流事業課	28 ルーマニア交流事業(日本武蔵野センター)			60
	29 武蔵野市国際交流協会事業	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし		
市民課	30 広告入り窓口用封筒の導入			62
	31 証明発行業務(市民課)			64
	32 証明発行業務(証明書自動交付機)			66
市政センター	33 証明発行業務(市政センター)			68
環境政策課	34 環境マネジメントシステム			70
ごみ総合対策課	35 桜堤団地生ごみ資源化			72
	36 プラスチック製容器包装の再商品化委託			74

部課名	事業番号	事務事業名	備考	ページ
環境生活部	ごみ総合対策課	37 資源ごみ収集業務		76
		38 ふれあい收集		78
		39 クリーンむさしのを推進する会補助	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし	
健康福祉部	40 生活福祉課	成年後見人等報酬費用助成(扶助費)		80
	高齢者支援課	41 敬老福祉の集い		82
		42 テンミリオンハウス事業		84
		43 家族介護支援事業		86
障害者福祉課	44 通所訓練等事業の一部廃止(補助金)	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし		
	45 障害者福祉センターの運営・実施方法の見直し			88
	46 社会福祉法人武藏野補助事業	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし		
健康課	47 乳がん検診			90
	48 歯科健康診査			92
	49 介護予防関連事業			94
	50 食育関連事業			96
	51 人間ドック			98
	52 子宮がん検診			100
	53 育児学級等の見直し			102
	54 妊婦歯科健康診査			104
子ども家庭部	子ども家庭課	55 地域子ども館事業		106
		56 子育ては楽しフォトコンテスト		108
		57 親子ミニミニジャンボリー		110
児童青少年課	58 児童館の管理運営			112
	59 学童クラブ事業			114
保育課	60 保育士派遣業務委託			116
	61 カウンセリング研修			118
	62 市立保育園維持管理運営事業			120
	63 市立保育園での給食調理			122
都市整備部	交通対策課	64 東京都市町村民交通災害共済事業		124
		65 有料自転車駐車場運営(利用登録駐輪場の廃止)		126
住宅対策課	66 住まいの防犯助成(補助金)	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし		
	67 市営住宅維持管理事業			128
道路課	68 道路新設改良事業等			130
	69 狹あい道路拡幅整備事業			132
	70 道路台帳補正			134
	71 みそら横断歩道橋撤去			136
	72 市道維持管理			138
下水道課	73 下水道維持管理現況調査			140
	74 緑化環境センター	農業ふれあい公園の運営		142

部課名	事業番号	事務事業名	備考	ページ
都市整備部	緑化環境センター	75 二俣尾武蔵野市民の森活用事業(自然体験等事業)		144
		76 二俣尾武蔵野市民の森運営団体運営費補助事業	「補助金あり方評価・検討」において別途評価するため、評価シートなし	
		77 他課からの依頼業務の整理	組織に関する課題のため、評価シートなし	
		78 公園維持管理		146
教育部	教育企画課	79 学校施設管理		148
	指導課	80 図書室サポーターの配置		150
		81 小中学校オーケストラ鑑賞教室		152
		82 演劇鑑賞教室(小学校)		154
		83 演劇鑑賞教室(中学校)		156
	生涯学習スポーツ課	84 中近東文化センター支援(寄附講座)		158
		85 中近東文化センター支援(企画展)		160
		86 土曜学校事業		162
		87 体育指導委員関連事業		164
		88 体育施設優先予約関連事務		166
		89 武蔵野ラグビースクール		168
		90 夏休み親子講座「オルガンワンドーランド」		170
		91 初心者スポーツ教室		172
		92 各種大会開催委託		174
		93 市民会館の管理運営		176
	給食課	94 学校給食の調理業務等		178
	図書館	95 図書交流センター		180
		96 愛蔵書センター運営		182
		97 図書館の管理運営		184

◎複数部課による関連又は類似事業

部課名	事業番号	事務事業名	備考	ページ
(1)家族自然体験事業				
児童青少年課	98	家族自然体験事業		186
生涯学習スポーツ課	99	家族自然体験事業		188
(2)バス借上げ／貸出し事業				
生活福祉課	100	福祉バス借上げ事業		190
高齢者支援課	101	福祉バス借上げ事業(老人クラブ)		192
障害者福祉課	102	福祉バス借上げ事業		194
児童青少年課	103	青少年団体バス貸し出し事業		196
生涯学習スポーツ課	104	社会教育バス借上げ事業		198
	105	社会体育バス借り上げ事業		200